

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年10月15日(木)13時30分～16時15分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、
上野管理官補佐、加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他11名

5. 要旨

○原子力機構から、資料1～4に基づき、10月22日開催予定の第51回東海再処理施設安全監視チーム会合の資料案について説明があった。

○資料5～9については、次回以降の面談にて改めて説明を受けることとした。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料1について)

- ・10月変更認可申請予定案件については、それぞれの案件がこれまでの監視チーム会合において説明済みの内容なのか、説明済みだが指摘に対する回答が必要な内容なのか、または今回初めて説明する内容なのか分かるように資料に記載すること。

(資料2-1について)

- ・実際に事故が発生した際に対処する人員の体制、収束に必要な資機材及び時間余裕の根拠が、示されている資料では不明確であることから、これらの根拠を示すこと。
- ・収束のために必要な資源量については、十分な外部支援が見込めない状況下において、最低限どの程度の資源を確保することができれば長期的に安定した状態を維持できるのか、定量的に示すこと。
- ・最終的に事故対処の手順書として整理することを念頭に、サイト内にある燃料及び水源は想定される外部事象が発生した際に何処が期待できるのか、また、どこを優先的に使用するのか、配置場所や設備の実際の耐震性を考慮の上整理すること。

(資料3-1について)

- ・TVFの制御室の居住性について、例えば、内気循環運転は何時間継続可能なのか、それは設計条件に対して十分なのか、外気取り入れに切り換える場合はどのような条件としているのかが不明確であり、設備の構成が適切なものであるのか判断ができない。

(資料3-2について)

- ・HAWの事故対処に用いる接続口について、想定される使用条件に対して本設備の設計が適切か否か、示された資料では判断できない。本設備が事故対処の有効性評価においてどのように位置づけられているのか明確にし、設計条件の記載を充実させること。

(資料3-3)

- ・ステンレス鋼の材料規格を資料中に記載すること。

(資料3-5)

- ・今回の申請範囲に含まれる機器等を明確にするとともに、電源接続盤の設置に伴い新たに敷設するケーブル等の耐震性についても説明すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

6. 配付資料

- 資料1 : 東海再処理施設の廃止措置段階における安全対策のスケジュールについて
- 資料2-1 : 事故対処の有効性評価について
- 資料2-2 : 屋上に設置されている設備、配管等の損傷時の復旧方法の考え方について
- 資料2-3 : 防火帯の詳細と防火帯内部の施設の防火について
- 資料3-1 : TVF 制御室の安全対策工事について
- 資料3-2 : HAWの事故対処に係る接続口の設置について
- 資料3-3 : HAWの竜巻防護対策(開口部の閉止措置)について
- 資料3-4 : 再処理施設 主排気筒の耐震補強工事について
- 資料3-5 : TVFの事故対処に係る設備の設置について
- 資料3-6 : 動力分電盤制御用電源回路の一部変更(その2)について
- 資料3-7 : 安全管理棟排水モニタリング設備の更新について
- 資料4 : ガラス固化技術開発施設(TVF)における固化処理状況について
- 資料5 : 再処理施設における代表漂流物の妥当性の検証について
- 資料6 : 高放射性廃液貯槽における冷却水停止による廃液温度上昇データに基づく沸騰到達時間の推定について
- 資料7 : 事故対処の有効性評価に係る質問への回答
- 資料8 : 防火帯の詳細と防火帯に囲まれる区域内にある施設の防火について
- 資料9 : 分離精製工場(MP)等の津波防護に関する対応について
- 資料10 : 東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール(案)について